



# 障がいのあるお子さんのために

心身に障がいを持つお子さんのため、手当の支給や医療費の助成、用具の給付、デイサービス利用について相談支援を行っています。

## 障がいのあるお子さんへの支援

障がいのあるお子さんのために



障がいのあるお子さんへの支援

**問** 障がい福祉係 ☎098-876-1709  
支援給付係 ☎098-876-1267  
相談支援係 ☎098-876-6616

障がいのあるお子さんへの支援をご紹介します。詳しくは、上記にお問い合わせください。

### ● 障害児福祉手当

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。

### ● 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児に対して、外出時に、ヘルパーによる移動支援サービスを行います。

### ● 日中一時支援事業

障がい児を介護する家族の一時的な休息を目的として、施設において一時的(宿泊を伴わないもの)な障がい児の預かりサービスを行います。

### ● 自立支援医療の給付

心身の障がい除去・軽減するための医療費が助成される制度です。

育成医療、更生医療、精神通院医療があり、育成医療、更生医療の自己負担は医療費の1割となります。

精神通院医療は全額公費負担となります。  
※ただし、精神通院医療は一部例外があります。

なお、世帯の市民税課税状況に応じて、上限額が設定されています。

### ● 補装具費および日常生活用具の給付

身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするための各種用具の交付・修理を行います。

また、重度の身体障がい児に対して日常生活に必要なものを給付します。

(以下は広告スペースです)



## もり ティダの杜歯科

歯科・矯正歯科・小児歯科  
歯科口腔外科・虫歯予防  
訪問診療  
院長 長嶺 忍

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00~13:00	●	●	休	●	●	●	休
15:00~20:00	●	●	休	●	●	●	休

浦添市内間3-2-3

☎(098) 870-5088 (F兼)



## 障がい児福祉サービス

療育が必要なお子さんに対して、課題の解決や適切なサービス利用の相談支援を行う計画相談支援や、日常生活や集団生活で必要な訓練などを行う児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所サービスのほか、一時的に施設で過ごせる短期入所などがあります。

## 浦添市障がい福祉関連 複合施設ピアラルうらそえ

問 ☎098-942-7600

児童発達支援センター、基幹相談支援センター、親子通園型発達教室、発達相談クリニックを備え、障害のある人に対する幼少期から成人期までの一貫性のある支援及び地域の相談支援の強化を目指した施設です。

## 浦添市児童発達支援センターたんぼぼ

問 ☎098-875-1502

発育・発達に不安や心配のあるお子さんとご家族の相談に応じ支援するセンターです。親子で通い「あそび」を通して発達支援を行う児童発達支援や保育所等を訪問し先生と相談しながら支援を行う保育所等訪問支援等を行います。

## 医療的ケア児への支援

問 障がい福祉課相談支援係 ☎098-876-6616  
基幹相談支援センターてだこの森 ☎098-942-7601

医療的ケアが必要なお子さんとご家族が安心して生活ができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、見守りや適切なサービス等につなげる支援を行います。

## 特別児童扶養手当

問 こどもえがお課母子父子係 ☎098-876-1730(直通)

障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に支給される手当です。

## 発達支援教育保育に関する相談(医療的ケア児も含む)

問 こども未来課教育保育係 ☎098-876-6821(直通)

### ★窓口相談

「発達」に心配のある乳幼児(0歳から就学前まで)と、その保護者に対する個別相談。

**相談日** 月曜日～金曜日(12:00～13:00を除く)

**場所** こども未来課窓口

### ★個別の相談

市内の発達支援教育保育や申請手続きについての個別相談。

**相談日** 毎年5月末～6月頃  
※事前申込有り

**場所** 市役所内会議室

### ★巡回相談

巡回支援専門員が市内の教育・保育施設等に巡回し、発達が気になるお子様への今後の対応・支援について、保育者や保護者の相談、助言、面談を行う。

**相談日** 月曜日～金曜日  
※事前申込有り

**場所** 保育所等、子育て支援センター

### ★発達支援教育保育の申請

市内の保育所等施設において、発達支援教育保育を希望される際、申請手続きが必要となります。

**申請時期** 9月初旬～9月中旬頃

**場所** こども未来課窓口

※申請には、医師による診断書または意見書が必要です。  
※医療的ケア児につきましては、要相談となります。

障がいのあるお子さんのために



障がいのあるお子さんへの支援  
発達支援教育保育に関する相談(医療的ケア児も含む)